

電気通信大学国際教育センター短期交換留学プログラム要項

制定 平成16年4月9日要項第37号
最終改正 令和7年3月18日要項第7号

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学国際教育センター規程第9条第2項の規定に基づき、電気通信大学国際教育センター短期交換留学プログラム（以下「短期交換留学プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 短期交換留学プログラムは、外国の大学等に在籍する学生に対して、電気通信と情報通信を主とした本学の理工系単科大学である特徴を活かした授業や実験を伴う国際理工系プログラムを英語で提供することにより、大学間の協力及び国際提携の強化を図るとともに、当該学生が専門分野の知識及びわが国への理解を深めることを目的とする。

(実施体制)

第3条 短期交換留学プログラムの教育課程の編成その他教育に関する重要事項は、電気通信大学国際教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）が審議するものとする。

2 短期交換留学プログラムは、全学実施体制のもと、電気通信大学国際教育センター（以下「センター」という。）がその運営にあたるものとする。

(入学資格)

第4条 短期交換留学プログラムの学生（以下「短プロ生」という。）として入学することができる者は、本学との間に学生交流に関する協定を締結している外国の大学等（以下「協定校」という。）に在籍している学生とする。

(受入れ人数)

第5条 短プロ生の受入れ人数は、30人程度とする。

(在学期間)

第6条 短プロ生の在学期間は、原則として1年間又は6か月間とする。

(入学時期)

第7条 短プロ生の入学時期は、原則として4月又は10月とする。

(学期)

第8条 学期は、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(身分)

第9条 短プロ生は、センターの特別聴講学生として取り扱うものとする。

(出願手続き)

第10条 短プロ生として入学を志願する者は、所定の期日までに協定校を経て、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、電気通信大学派遣学生及び特別聴講学生規程第13条の規定に基づき行う。

(入学許可)

第12条 学長は、前条の結果に基づく合格者のうち、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に入学を許可する。

(教育課程等)

第13条 短期交換留学プログラムの教育課程、履修方法等は、電気通信大学国際教育センター長が、別に定める。

(成績評価)

第14条 授業科目の成績の評価は、試験、論文、報告書、平素の学習状況等により授業担当教員が行う。

(成績証明書)

第15条 学長は、授業担当教員からの報告に基づき、短プロ生に成績証明書を交付する。

(修了証書)

第16条 学長は、在籍期間を通し、所定の単位を修得した短プロ生に対して、委員会の議を経て修了証書を授与する。

(学域学生等の履修)

第17条 削除

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、短期交換留学プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日要項第10号)

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月23日要項第14号)

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日以降も在学する電気通信学部及び情報理工学部の学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年1月26日要項第17号)

この要項は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日要項第7号)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。